別表４　定款細則１４条１項に定める議事録記載事項

|  |  |
| --- | --- |
| 記載事項 | 法令 |
| １　開催日時・場所（当該場所に存しない評議員、  理事、監事が評議員会に出席した場合における当  該出席の方法を含む。）  ２　議事の経過の要領及びその結果  ３　決議を要する事項について特別の利害関係を  有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名  ４　次の意見又は発言があるときは、その意見又は  発言内容の概要  （1）監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき  （2）監事を辞任した者が、辞任後最初に招集され  た評議員会に出席して辞任した旨及びその理  由を述べたとき  （3）監事が、理事が評議員会に提出しようとする  議案、書類等について調査の結果、法令若しく  は定款に違反し、又は著しく不当な事項がある  ものと認めて、評議員会に報告したとき  （4）監事が、監事の報酬等について意見を述べた  とき  ５　出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称  ６　評議員会の議長が存するときは、議長の氏名  ７　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 | 【施行細則】第２条の１５　法第４５条の１１第１項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。  ３　評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容  　とするものでなければならない。  一　評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会出席した場合における当該出席の方法を含む）  二　評議員会の議事の経過の要領及びその結果  三　決議を要する事項について特別の利害関係  を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名  四　次に掲げる規定により評議員会に置いて述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要  五　評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称  六　評議員会の議長が存するときは、議長の氏名  七　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 |

－（別表）P7－

別表５　定款細則２６条１項に定める議事録記載事項

|  |  |
| --- | --- |
| 記載事項 | 法令 |
| １　開催日時・場所（当該場所に存しない理事が理  事会に出席した場合における当該出席の方法を  含む）  ２　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当す  るときは、その旨  （1）理事の請求を受けて招集されたもの  （2）理事長以外の理事の請求があったにもかかわ  らず所定の期間内に理事会が招集されないた  め、その請求をした理事が招集したもの  （3）監事の請求を受けて招集したもの  （4）監事が招集したもの  ３　理事会の議事の経過の要領及びその結果  ４　決議を要する事項について特別の利害関係を  有する理事があるときは、当該理事の氏名  ５　次の意見発言があるときは、その意見又は発言  の内容の概要  （1）競業及び利益相反取引の制限に係る取引につ  いての報告  （2）理事が不正の行為をしたと認められるとき等  　　における監事の報告  （3）理事会で述べられた監事の意見  ６　定款で議事録署名人を出席した理事長及び監  事とする旨を定めているときは、理事長以外の理  事であって、理事会に出席した者の氏名  ７　議長の氏名 | 【施行細則】（理事会の議事録）第2条の17  ３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容と  するものでなければならない。  一　理事会が開催された日時及び場所（当該場所  に存しない理事、監事が理事会に出席した場合  における当該出席の方法を含む）  二　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当す  るときは、その旨  　イ　法第45条の14第2項の規定による理事の  請求を受けて招集されたもの  　ロ　法第45条の14第3項の規定により理事が  招集したもの  三　理事会の議事の経過の要領及びその結果  四　決議を要する事項について特別の利害関係を  有する理事があるときは、当該理事の氏名  五　法第45条の14第6項の定款の定めがあると  きは、理事長以外の理事であって、理事会に出  席したものの氏名  六　理事会の議長が存するときは、議長の氏名 |

－（別表）P8－